

軽井沢町宿泊税に関する課税免除の概要

- 次の宿泊については、**宿泊税の課税が免除されます。**
- 課税免除を受けるには、**証明書(P.4～5)**を宿泊施設に提出する必要があります。
(素泊まり料金が6,000円未満の場合には、**証明書の提出は不要**です。)
- スポーツ大会参加に伴う宿泊は、学校の教育計画又は団体の活動計画に基づき、**学校又は団体の管理下で実施されるもの**のみ免除対象です。

対象の宿泊	対象施設・団体	対象者
学校が編成した教育課程に基づく教育活動又は研究活動 (例) 修学旅行、ゼミ合宿	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校	<ul style="list-style-type: none">• 幼児、児童、生徒、学生• 上記の者の引率者
学校の教育計画に基づき、学校の管理下で実施する課外活動 (例) 高校の部活動の合宿、休日に実施する林間学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校(前期課程)	

[➡次のページに続きます](#)

軽井沢町宿泊税に関する課税免除の概要

対象の宿泊	対象施設・団体	対象者
中学校等の部活動の地域展開に伴う地域クラブ活動	課税免除とする方向で検討中です。	
学内の学生の団体(学校長が設立を承認したものに限り)が作成する活動計画に基づき実施する課外活動 (例) 大学の部活動・サークル活動の合宿	高等専門学校(後期課程)・大学(短期大学を含む)の学生団体	<ul style="list-style-type: none">• 学生• 上記の者の引率者

[→次のページに続きます](#)

軽井沢町宿泊税に関する課税免除の概要

対象の宿泊	対象施設	対象者
保育所等の施設が主催する行事としての宿泊 (例)お泊まり保育	保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設、認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none">満3歳以上の幼児上記幼児の引率者
フリースクールが主催する行事としての宿泊 ※対象となるフリースクールは県HPに掲載予定です	地方公共団体が認定・認証しているフリースクール ※認定・認証を受けていることを証する書類(写し)の提出が必要です	<ul style="list-style-type: none">フリースクールの児童又は生徒上記の者の引率者

<よくあるご質問>

Q 修学旅行等、学校の教育活動や研究活動の引率者に、旅行会社の添乗員は含まれますか。

引率者とは、生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等であり、**旅行業者の添乗員やカメラマン、応援のための保護者等は課税免除の対象外**です。

Q 課税免除の対象となる、認定地域クラブ活動の引率者の範囲を教えてください。

引率者とは、生徒の引率を行う指導者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒の介助をする看護師や保護者等をいい、**応援や送迎を行う保護者や審判等は課税免除の対象外**です。

ご確認をお願いしたいこと (幼稚園～大学・保育所等施設・フリースクールの場合)

- 学校の長名又は施設の長名の**押印が必要**です。
- **部活動・サークル活動**は、次の要件を満たす場合に限り課税免除の対象となります。

(1)小学校から高等学校の場合

学校の教育計画に基づいて行われる活動であり、学校の長がその旨を証明していること

(2)高等専門学校及び大学の場合

①学校の長により設立が承認された学内の学生の団体であること

②学校の長にあらかじめ承認された、当該団体の作成する活動計画に基づいて行われる活動であり、学校の長が、上記の①及び②について証明していること

- 学校、施設又はフリースクールにおいては、証明書の発行に係る証拠書類を**5年間保存**する必要があります。

学校の教育活動又は研究活動等であることの証明書		
宿泊日	年月日から年月日まで	()泊
学校等の種類	<input type="checkbox"/> 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校	
	<input type="checkbox"/> 保育所	
	<input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園	
	<input type="checkbox"/> 保育施設（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う施設並びに認可外保育施設）	
活動の概要	<input type="checkbox"/> 地方公共団体の長又は教育委員会が認証等をするフリースクール（※1）	
	<input type="checkbox"/> 修学旅行	
	<input type="checkbox"/> 学校行事（保育所、幼保連携型認定こども園、保育施設、フリースクールの主催行事を含む）	
	<input type="checkbox"/> 部活動・サークル活動（※2）、課外活動 <input type="checkbox"/> その他の活動（ ）	
宿泊施設名称		
課税免除対象の宿泊人数（※3）		
備考		

※1 単に、地方公共団体等から補助金を受けているというだけでは対象になりません。地方公共団体が設定する規範（又はこれに類するもの）の基準を満たすフリースクールが対象となります。

※2 対象となる部活動・サークル活動は以下全ての要件を満たすものをいい、いわゆる地縁クラブ活動は含まれません。

①小学校から高等学校の場合

- ・学校

②高等

- ・学校
- ・学校

※3 課税

- ・引
- ・必要
- ・なお、宿泊料金が5,000円未満（宿泊費）の方は宿泊料が課税されません。課税免除の宿泊人数への記載は不要です。

上記の宿泊については、長野県宿泊税条例第3条に規定する、教育活動若しくは研究活動又は施設が主催する行事（満3歳以上の幼児が参加するもの）に該当するものであることを証明します。

年 月 日

所在地

学校名又は施設名

学校長名又は施設長名 印

証明書はHPより
ダウンロード可能です。